

[illegible]

松本 I.C

国道158号

地 区 名	和田
面 積	6.1ha
区域区分	市街化区域
土地利用	工業系
見直し基準	(1) ③

県道松本環状高家線

塩尻北 I.C

詳細の区域界は、1/2,500の都市計画図で確認をお願いします。

26-1

25-4

26-4

市街化区域編入箇所:約6.1ha

用途地域

- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

36-1

25-2

26-1

26-2

長野県

25-4

松本市

26-4

35-2

36-1

36-2

東筑摩郡

山形村

記 号	
	国 家 公 館 建 物
	国 家 私 営 建 物
	国 家 協 同 建 物
	国 家 私 営 協 同 建 物

[illegible]

	国境道路		普通国道
	普通道路		既設の鉄道
	新設道路		特等軌道
	徒歩道		索道
(黄線) 建設中の道路			プラトホーム及び降車機
	歩道・自転車道		地下道
	橋脚・歩道橋		地下駅等出入口
	橋脚の管溝・橋脚の管溝等		地下道及び地下道の橋・高架部
	排水		地下道の管溝等
	人工材料		停留所
	土壁等		(鉄道用)
	区域界		送電線
	植生界		
	地界		

都市境界
 市界の境界
 町村界

指定都市の区界								
日		田	○	その他の 郡木村	山	山	荒	地
	日		○			山		
▽		畑	△	芝	地	▽	▽	ほい松地
▽								
Y	桑	畑	a	宮	栗林	卒	卒	の地 (普通)
			a			卒	卒	
六	茶	畑	A	計	栗林	T	T	やし料
六			A			T	T	
○	栗	栗園	c	竹	林	地	地	地
			c			地	地	

[illegible]

系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅴ座標系
は横メルカトル図法
に表示してある座標値はキロメートル単位
は0.5キロメートル間隔
に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
の基準は東京湾平均海面(T.P.)
線の間隔は2メートル
直方座標値は、世界測地系による。
北方向太平洋沖位置に伴う地殻変動に対処
世界測地系に補正したものである。

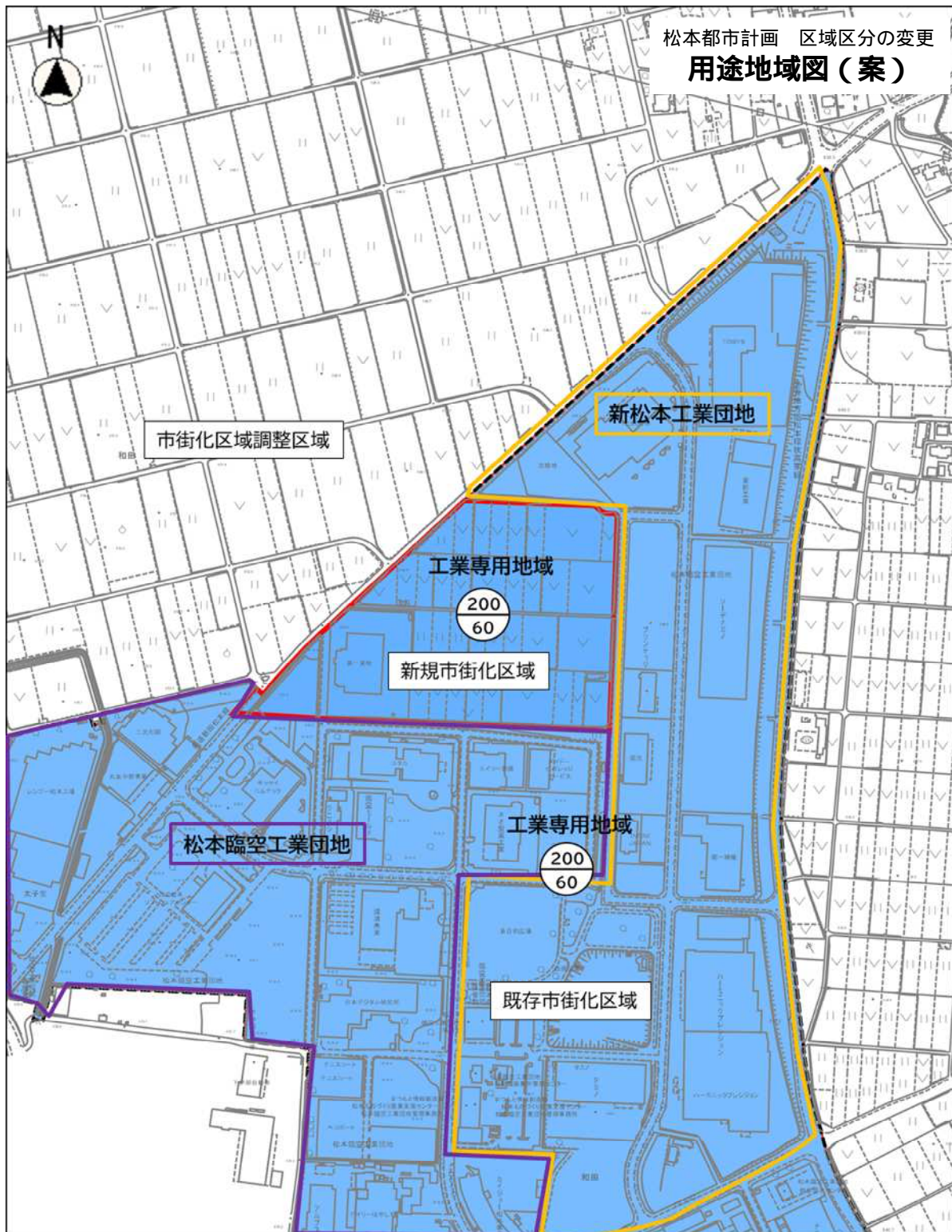
VII-JC 26-3

平成14年測量	(2)	1.(1)平成12年9月撮影空中写真(坂田地区)
平成15年測量	(1)	1.(1)平成14年8月現地調査
平成15年測量	(2)	1.(2)平成14年4月撮影空中写真(旧松本市域)
平成20年測量	2.(2)	2.(2)平成15年1月現地調査
平成20年修正	2.(3)	2.(3)平成14年10月撮影空中写真(旧松本市域)
平成23年修正	2.(3)	2.(3)平成15年10月現地調査
平成24年修正	2.(3)	2.(3)平成20年3月世界地測学協会に基づき切羽断面に変更
平成29年修正	2.(3)	2.(3)平成19年6月撮影空中写真
令和4年修正	2.(3)	2.(3)平成20年10月現地調査
		1.(1)平成22年5月撮影空中写真

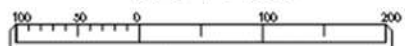
2. (1)平成23年1月現地調査
1.平成22年5月撮影空中写真
2.平成24年12月現地調査
1.平成28年5月撮影空中写真
2.平成29年12月現地調査
1.令和元年5月撮影空中写真

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て
同院所管の測量成果を使用して得たものである
(承認番号) 令4 関公第208号」

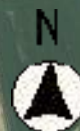
長野県松本市
株式会社こうそく



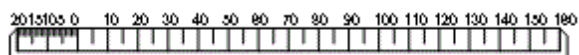
縮尺 1 : 5000



松本都市計画区域区分変更（案） 航空写真



縮尺 1 : 2500



松本都市計画区域区分の変更 計画の妥当性について

【松本市和田地区】

■都市計画運用指針との整合

B. 区域区分（法第7条関連）

1. 市街化区域

（3）おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

- ③ おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域は、既成市街地の周辺部と新市街地との各々について、以下のように取り扱うこととすべきである。
- 2) **新市街地**は、市街地の発展の動向、当該区域の地形、自然条件及び交通条件を配慮し、かつ、都市施設を効果的に配置し、整備することができるよう定めることが望ましい。
また、次に掲げるような計画的な開発の見通しのある区域を主体として、いたずらに広く定めないことが望ましい。
- c **民間開発事業者による計画開発事業が、用地取得が確実であること等により、その実施が確実**であり、かつ開発計画の内容が関係公共団体と調整を了する等により、都市の健全な発展と宅地の実供給に資するものであると認められる区域

■長野県第7回区域区分見直し方針との整合

2 見直し基準

（1）市街化調整区域から市街化区域への編入基準（新たな飛地を除く）

- ③ 既に工場として開発されている区域及び**工場の拡張計画があり**、市街化区域として整備することが望ましい区域で次のいずれにも該当するもの
 - a) **接する市街化区域並びに市街化区域に編入する区域との土地利用、地域地区との整合が図れる区域**であること
 - b) 工場拡張計画の区域は、その**事業計画について関係機関との調整が完了しており、事業の実施が確実な土地の区域**であること

区域区分の変更

【都市計画の策定の経緯の概要】

松本都市計画区域区分の変更

事項	時期	備考
地元説明（説明会等）	随時	
案の申し出 （都市計画法第15条の2第1項）	令和6年12月4日（水）	
公聴会開催の公告	令和6年12月26日（木）	
公述申出書提出期限	令和7年1月31日（金）	
都市計画公聴会 （都市計画法第16条第1項）	令和7年2月9日（日）	
関東地方整備局長事前協議	令和7年2月10日（月）	
関東地方整備局事前協議回答	令和7年3月14日（金）	
市町村意見聴取 （都市計画法第18条第1項）	令和7年4月23日（水）	
計画案の公告 （都市計画法第17条第1項）	令和7年6月12日（木）	
計画案の縦覧 （都市計画法第17条第1項）	令和7年6月13日（金）～ 令和7年6月26日（木）	
市町村意見聴取回答	令和7年7月下旬	以下、予定
長野県都市計画審議会	令和7年9月上旬	
国土交通大臣協議 （都市計画法第19条第1項）	令和7年9月中旬	
国土交通大臣協議回答	令和7年10月中旬	
決定告示 （都市計画法第20条第1項）	令和7年10月下旬	

用途地域の設定

都市計画の策定の経緯の概要

松本都市計画用途地域の設定（松本市決定）

事項	時期	備考
地元説明（説明会等）	随時	
長野県知事事前協議	令和6年12月4日（水）	
長野県知事事前協議回答	令和6年12月20日（金）	
公聴会開催の公告	令和6年12月26日（木）	
素案の閲覧 （松本市都市計画公聴会規則）	令和6年12月27日（金）から 令和7年2月7日（金）まで	
都市計画公聴会 （都市計画法第16条第1項）	令和7年2月9日（日）	公述申出がなかったため中止
計画案の公告 （都市計画法第17条第1項）	令和7年6月12日（木）	
計画案の縦覧 （都市計画法第17条第1項）	令和7年6月13日（金）から 令和7年6月26日（木）まで（2週間）	
長野県知事協議 （都市計画法第19条第3項）	令和7年6月中旬	以下、予定
長野県知事協議回答	令和7年7月上旬	
松本市都市計画審議会 （都市計画法第19条第1項）	令和7年7月下旬	
都市計画決定告示 （都市計画法第20条第1項）	令和7年10月下旬	